

青森県報

第四千五百五十五号

平成三十一年
一月二十三日
(水曜日)

目次

告 示

- 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し…………… (税務課) …… 一
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出…………… (健康福祉政策課) …… 一
- 右 同…………… (同) …… 二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出…………… (同) …… 二
- 右 同…………… (同) …… 二
- 障害福祉サービス事業者の指定…………… (障害福祉課) …… 二
- 保安林の指定予定…………… (林政課) …… 三
- 保安林の指定施業要件の変更予定…………… (同) …… 三
- 右 同…………… (同) …… 三
- 漁業の許可等の申請期間…………… (水産振興課) …… 四
- 洪水浸水想定区域等の公表…………… (河川砂防課) …… 四
- 右 同…………… (同) …… 四
- 右 同…………… (同) …… 五
- 公有地売却に係る一般競争入札…………… (港湾空港課) …… 五
- 建設業者の許可の取消し…………… (東青地域県民局) …… 六
- 右 同…………… (上北地域県民局) …… 六

公営企業

○ 青森県立中央病院放射線治療システムの購入に係る一般競争入札……………

(病院管理局) …… 六

告 示

青森県告示第二十六号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四十四条の九第三項の規定により、次の者につき軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、青森県県税条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号)第十二条の五後段の規定により告示する。

平成三十一年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称 有限会社アブラ土谷商店	代表者の氏名 土谷 勝規	主たる事務所又は事業所の所在地 弘前市大字本町七七の三	指定取消年月日 平成三・一・一六
-----------------------	-----------------	--------------------------------	---------------------

青森県告示第二十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十一年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	居宅介護事業者	居宅介護事業の種類	名 称	居宅介護事業所	廃止年月日
の 所 在 地	主たる事務所		所 在 地		

青森県告示第二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十一年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

社会福祉法人 愛成会	弘前市大字豊 原一丁目一の 三	訪問看護	訪問看護ス テーション自 由ヶ丘	弘前市大字金 属町五の三〇	平成 三〇・九・二六
---------------	-----------------------	------	------------------------	------------------	---------------

社会福祉法人 愛成会	弘前市大字豊 原一丁目一の 三	介護予防 訪問看護	介護予防事業者		廃止 年月日
			名称	所在地	
			訪問看護ス テーション自 由ヶ丘	弘前市大字金 属町五の三〇	平成 三〇・九・二六
			名称	所在地	

青森県告示第二十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による生活保護法」という。（第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十一年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第三十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による生活保護法」という。（第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十一年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

社会福祉法人 愛成会	弘前市大字豊 原一丁目一の 三	訪問看護	居宅介護事業者		廃止 年月日
			名称	所在地	
			訪問看護ス テーション自 由ヶ丘	弘前市大字金 属町五の三〇	平成 三〇・九・二六
			名称	所在地	

青森県告示第三十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

社会福祉法人 愛成会	弘前市大字豊 原一丁目一の 三	介護予防 訪問看護	介護予防事業者		廃止 年月日
			名称	所在地	
			訪問看護ス テーション自 由ヶ丘	弘前市大字金 属町五の三〇	平成 三〇・九・二六
			名称	所在地	

平成三十一年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	障害福祉サービスを行う事業所	指定年月日
株式会社レイズ	主たる事務所の所在地	名称	
上北郡東北町大字大浦字境ノ沢四の二六	名称	所在地	
就労継続支援B型	B u i l d	上北郡東北町字内蛭沢道ノ上二の五	平成三・二・一

青森県告示第三十二号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成三十一年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

むつ市大字大湊字大川守四四の六

二 保安林指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第三十三号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成三十一年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

十和田市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第三十四号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成三十一年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
上北郡東北町（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めぬ。
- 2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び東北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第三十五号

青森県海面漁業調整規則（昭和四十三年二月青森県規則第十一号）第八条第二項（同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、小型機船及びき網漁業につき、その許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めたので、同規則第八条第三項（同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成三十一年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成三十一年二月二十五日から同年三月八日まで

備考

- 一 漁業種類 手繰第一種漁業
- 二 操業区域 下北郡尻屋埼灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ直線の中点から正東の線以南、東経百四十二度三十分の線以西の太平洋における青森県沖合海域。ただし漁業権漁場を除く。

- 三 操業期間 平成三十一年四月一日から同年六月三十日まで及び同年九月一日から平成三十二年三月三十一日まで
- 四 許可又は起業の認可を船隻の隻数の最高限度 五隻

青森県告示第三十六号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、次の河川について洪水浸水想定区域を指定し、水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条各号に掲げる事項を定めたので、同法第十四条第三項の規定により公表する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課、東青地域県民局地域整備部、中南部地域県民局地域整備部及び西北地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 岩木川水系十川
- 二 岩木川水系浪岡川

青森県告示第三十七号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、次の河川について洪水浸水想定区域を指定し、水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条各号に掲げる事項を定めたので、同法第十四条第三項の規定により公表する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び上北地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 高瀬川水系高瀬川
- 二 高瀬川水系赤川

- 三 野辺地川水系野辺地川
- 四 野辺地川水系枇杷野川

青森県告示第三十八号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、次の河川について洪水浸水想定区域を指定し、水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条各号に掲げる事項を定めたので、同法第十四条第三項の規定により公表する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課、三八地域県民局地域整備部及び上北地域県民局地域整備部に備え置いて閲覧に供する。

平成三十一年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

奥入瀬川水系奥入瀬川

公 告

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成三十一年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 一般競争入札に付する事項
- 次に掲げる土地の売却

所 在 地	地 目	地 積 (平方メートル)
八戸市大字河原木字海岸二の一のうち	雑種地	三〇一・一八

合計	八戸市大字河原木字海岸二の二のうち	雑種地	一、〇八六・九五
	八戸市大字河原木字北沼一の一・二のうち	雑種地	二、七四九・二一
	八戸市大字河原木字北沼一の一・二二のうち	雑種地	七二三・九七
		雑種地	四、八六一・三一

二 予定価格

五千八百三十三万五千七百二十円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

一に掲げる土地の所在地

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目の一

青森県県土整備部港湾空港課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 入札場所

青森市長島一丁目の一

青森県県土整備部港湾空港課

2 入札日時

平成三十一年二月四日 午前九時から

平成三十一年二月十二日 午後五時まで（必着）

土曜日、日曜日及び祝日の受付は、行わない。

3 開札場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎北棟三階県土整備部B会議室

4 開札日時

平成三十一年二月十八日 午後二時

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

土地売買契約書により定めた納入期限までに納入する。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 当該物件については、用途を指定し、十年間の買戻し特約を付す。

指定する用途

保管施設用地、流通施設用地、旅客施設用地、港湾関連業務施設用地、福利厚生施設用地、作業基地用地及び以上に付随するものとする。

3 平成三十一年二月一日午後二時から、八戸市大字河原木字海岸二の一ほかにおいて現地説明を行う。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十一年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社西田組

二 代表者の氏名 西田文仁

三 主たる営業所の所在地 青森市大字荒川字柴田一〇二の一

四 許可番号 青森県知事許可（特―三〇）第四七三八号

五 取消年月日 平成三十一年一月七日

六 取消しに係る建設業の許可

造園工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成三十年十二月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十一年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社匠和技研

二 代表者の氏名 高谷ヨシ

三 主たる営業所の所在地 上北郡六ヶ所村大字平沼字追館一二八の二

四 許可番号 青森県知事許可（般―二七）第五〇〇一七九号

五 取消年月日 平成三十一年一月八日

六 取消しに係る建設業の許可

大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成三十一年一月七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

公 営 企 業

青森県立中央病院放射線治療システムの購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十

二年政令第十六号) 第六十七条の六の規定により公告する。

平成三十一年一月二十三日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。
放射線治療システム 一式

二 納入期限、納入場所及び入札方法

入札説明書による。

三 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十九年七月三日青森県告示第四百九十九号(物品等の競争入札参加資格)の一、又は平成三十年二月十三日青森県告示第九十五号(物品等の競争入札参加資格)の一の規定により、物品の購入の契約についてAの等級に格付けされた者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領(平成二十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。)に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実(既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。)がない者であること。

5 購入物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績等があることを証明した者であること。

6 購入物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

四 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、三に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る資料を添えて、平成三十一年三月一日までに青森県病院局運営部管理課に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。
(二) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市東造道二丁目の一
青森県病院局運営部管理課
電話 〇一七―七二六―八〇三七

4 提出部数 一部

五 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
青森市東造道二丁目の一
青森県病院局運営部管理課
電話 〇一七―七二六―八〇三七

2 入札書の提出期限

平成三十一年三月七日 午前十一時

3 開札の場所及び日時

(一) 場所
青森市東造道二丁目の一
青森県立中央病院 三階第一会議室
(二) 日時
平成三十一年三月七日 午前十一時

六 入札保証金及び契約保証金に関する事項

青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号) 第三百二十二条、第三百三条及び第五十九条の規定による。

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

九 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 本契約は、青森県議会第二百九十七回定例会における補正予算可決を停止条件とする一般競争入札である。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

(1) Radiation Therapy System.

(2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid manual.

2 Time limit for tender:

11:00 a.m. 7 March 2019

3 Contact point for the notice:

Supply Section

Management Division

Hospital Bureau

Aomori Prefectural Government

2-1-1 Higashitsukurimichi

Aomori city, Aomori 030-8553

Japan

Phone: 017-726-8037

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭